

平成 28 年度 地下水質測定結果について

水質汚濁防止法に基づいて国及び地方公共団体が平成 28 年度に行った地下水の水質測定結果について、環境省が公表したことに併せ、本県分をお知らせします。

1 測定の概要

県及び秋田市では、県内の地下水の水質測定を行っており、平成 28 年度の実施概要は表 1 のとおりです。

なお、地下水の調査は、その内容により、表 2 のとおり区分されます。

表 1 平成 28 年度の地下水の水質測定の実施概要

調査区分	地区数	地点数	測定項目数
概況調査	41	45	1,190
汚染井戸周辺地区調査	1	3	3
継続監視調査	15	27	119

表 2 地下水の調査区分

調査区分	調査内容
概況調査	地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査
汚染井戸周辺地区調査	概況調査又は事業者からの報告等により新たに発見された汚染について、その範囲の確認や原因究明のための調査
継続監視調査	汚染が確認された地域で継続的に監視を行うための調査

2 測定結果の概要

(1) 概況調査

41 地区 45 地点で測定を行い、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が秋田市千秋の 1 地点 (15mg/L) と秋田市下新城の 1 地点 (16mg/L) で環境基準 (10mg/L 以下) を上回りましたが、それ以外は全て環境基準を達成しました。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を上回った秋田市下新城において、概況調査を行った井戸の周辺 3 地点で測定を行ったところ、いずれも環境基準を達成しました。一方、秋田市千秋では、概況調査を行った井戸の周辺に調査可能な井戸が見当たらなかったことから、当該調査は実施できませんでした。

なお、概況調査で環境基準を上回った 2 地点の周辺には汚染源になり得る工場又は事業場等が無く、周辺で広範な汚染も認められなかったことから、今後、継続監視調査により監視していきます。

(3) 継続監視調査

これまでの調査で汚染が確認された 15 地区 27 地点で測定を行い、9 地区 9 地点で汚染物質が環境基準を超過しましたが、他の 18 地点では環境基準を達成しました。

【 参 考 】

地下水の環境基準は、環境基本法第 16 条に基づき、カドミウム等重金属類やトリクロロエチレン等揮発性有機化合物など、28 項目が定められている。